

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線（変更前 保浦安線）

東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字浦安、大字下伊勢及び大字上伊勢

変更する部分

東伯郡琴浦町大字浦安及び大字下伊勢

(2) 東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

削除する部分

東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安

(3) 東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字逢東、大字下伊勢、大字上伊勢、大字浦安、大字三保及び大字下大江

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場（分庁舎）建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年6月26日から同年7月10日まで